省　令

○厚生労働省令第五号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項及び第二項第五号並びに第百四十一条第一項から第三項まで並びに同条第一項（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十六条第三項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣　後藤　茂之

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第六十九条の二　法第百四十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。	（新設）
第六十九条の三　法第百四十一条第一項（医療法第百二十八条の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により法第三十六条の規定を読み替えて適用する場合における第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、医療法第百二十八条の規定により読み替えられた場合にあつては、同表第一項ただし書きの項中「法第百四十一条第二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第二項」と、同表第一項第三号の項中「法第百四十一条第三項」とあるのは「医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する法第百四十一条第三項」とする。	（新設）

第一項ただし書き	同条第五項	法第百四十一条第二項
第一項第二号	法第三十六条第二項第四号	第六十九条の三第二項第一号
第一項第三号	法第三十六条第六項第二号及び第三号	法第百四十一条第三項